

消費税・地方消費税(個人事業者)の 確定申告はお早めに!



●個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告

消費税の課税事業者(※)に該当する個人事業者の方は、**3月31日(水)まで**に平成21年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して税務署に提出し、消費税額と地方消費税額を納付してください。

(※)平成21年分において「課税事業者」となるのは、次のとおりです。

- 平成19年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- 平成19年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成20年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

事業に使用していた建物や機械などの譲渡収入も、消費税の課税売上高に含まれますので、ご注意願います。また、「消費税及び地方消費税の確定申告書」には「簡易課税用」と「一般用」の2種類があります。

- ①平成19年分の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者で、平成20年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。
- ②簡易課税制度を選択していない課税事業者または簡易課税制度を選択していても平成19年分の課税売上高が5,000万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書(一般用)」を提出してください。

《申告に当たっての留意点》

- 課税事業者である方は、平成21年分(課税期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成21年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細などを記載した書類(附表)を添付する必要があります。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入れ控除税額に関する明細書(個人事業者用)」を添付してください。

●納付期限と口座振替納税の利用について

確定申告による消費税・地方消費税の納期限および口座振替納付日は、次のとおりです。

■納期限

- 納付書または電子納税…3月31日(水)まで
- 口座振替納税…4月27日(火)

■支払方法

- 納付書で支払う場合…納期限までに金融機関(日本銀行歳入代理店)または釧路税務署でお支払いいただけます。
 - ▽電子納税で支払う場合…e-Taxを利用すると自宅や事務所などからインターネットなどを利用して電子納税することができますので、ぜひ利用してください。
 - ▽口座振替納税で支払う場合…「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、指定の口座から振替納付日に自動的に支払われます。
電子納税や口座振替納税は、納税のために金融機関または税務署に行かずに納付できる、便利な方法ですので、ぜひ利用してください。
- *電子申告や電子納税に関する詳しい手続は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)で確認してください。

■問い合わせ/釧路税務署(☎0154-31-5100)

所得税
確定申告のお知らせ
平成21年分の所得税(住民税および個人事業税)の確定申告の受付は、2月16日(火)～3月15日(月)までです。(還付申告の受付は、平成22年1月から始まります)
確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。
自宅で国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し提出した方または平成20年分の確定申告を税務署などのパソコンを利用して提出した方は、これまで行っていた確定申告書の送付を取りやめることになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。
ただし、確定申告書等の送付を取りやめる方のうち、整理番号や予定納税額などをお知らせする必要がある方は、1月下旬に「お知らせがき」を送付しますので、ご覧いただき税務署などに来場される場合は持参してください。
詳しくは、左記にお尋ねください。

問い合わせ/釧路税務署
(☎0154-31-5100)

町民交通傷害保険 中止のお知らせ

昭和45年から、多くの方に利用され続けていた「町民交通傷害保険」は、保険会社から平成21年度をもって保険の引き受けを中止する連絡を受け、後継保険会社を探していましたが、保険内容に対する保険料の大幅な上昇や個人対応の保険に比べた「安価で多数加入」できる保険としての性格が失われたため、本年度をもって「町民交通傷害保険」の取り扱いを中止します。長い間ご利用いただきありがとうございました。

なお、平成21年度中に起きた事故などの対応は、平成24年3月末日まで請求することができます。

■問い合わせ／役場総務課交通防災係
(2階⑫番窓口 ☎485-2111内線213)

法定調書の 提出について

平成21年分の法定調書の提出期限は、2月1日(月)です。

なお、法定調書の提出は、書類ごとに提出先が異なりますので、注意してください。

法定調書	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ●給与所得の源泉徴収票 ●退職所得の源泉徴収票 ●不動産の使用料などの支払調書 ●その他の支払調書 ※給与所得の源泉徴収票の法定調書合計票を添えて提出 	釧路税務署
<ul style="list-style-type: none"> ●給与支払報告書(個人別明細書) ※給与支払報告書(総括表)を添えて提出 ●退職所得の源泉徴収票 	市町村

また、税務署へ提出する法定調書(合計表も含む)は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で提出することができますので、ぜひ利用してください。

■問い合わせ／

- 釧路税務署(☎0154-31-5100)
- 役場税務課税務係(1階⑧番窓口 ☎485-2111内線154)

大丈夫ですか?



あなたの 軽自動車

軽自動車の所有者(使用者)を
変更する場合は、手続きが必要です

■問い合わせ／役場税務課税務係
(1階⑧番窓口 ☎485-2111内線153)

「もう使用してない軽自動車の納税通知書が届いた」ということはありませんか?

軽自動車税は毎年4月1日現在、軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車を所有している方に課税される税金です。車両を売買・廃車した場合や住所変更、申告事項に異動があった場合は必ず申告をお願いします。

軽自動車税は普通乗用車などの自動車税とは異なり、月割の制度はありません。4月1日現在の所有者が4月2日以降に廃車の手続きをされても、その年度の税金を全額納めていただきますので、手続きを忘れることでトラブルの原因にもなります。

手続きは車種により異なりますので、下表を確認してください。また、軽自動車税のことで何かお困りな点がありましたらお気軽に左記まで相談してください。

車種	申告先	手続きに必要なもの
原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自動車(125cc以下のバイク、ミニカーなど) 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ●農耕作業用(トラクターなど) ●その他特殊作業用(ホイールローダーなど) 	役場税務課税務係(1階⑧番窓口 ☎485-2111内線153)	<ul style="list-style-type: none"> ●新所有者の認印 ●標識(ナンバープレート) ●標識交付証明書
軽四輪自動車 <ul style="list-style-type: none"> ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 <ul style="list-style-type: none"> ●125ccを超え250cc以下のバイク 	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> ●250ccを超えるバイク 	北海道運輸局釧路陸運支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2521)	